

2026年5月1日（お知らせ）



令和8年4月22日岩手県大槌町の林野火災により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和8年4月22日の林野火災により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。このたびの火災により、災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を適用します。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域：岩手県上閉伊郡大槌町

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2026年3月分（支払期日が2026年4月22日以降のものに限り）ます）、4月分、5月分および6月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

(2) 不適用月の電気料金の一部免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合には、被災日が属する月分から6カ月間に限り、電気を使用されなかった日数×4%分を電気料金の基本料金から免除いたします。

(3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、被災日が属する月分から6カ月間は申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

(1) 上記特別措置の適用にあたって、管轄する一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」等をご提出いただくことがあります。

(2) 特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出ください。

以 上